貝塚市立学校園等における緊急事態宣言に係る対応について

大阪府に対する緊急事態宣言が発令されたことを受け、大阪府教育庁からの要請に従い、本市学校園における対応については、下記のとおりといたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

＜期間＞　令和３年８月２日（月）～令和３年８月３１日（火）まで

＜授業＞　分散登校や臨時休業は行わない。８月２５日（水）以降についても

通常形態を継続する。

＜修学旅行・校外学習等＞

感染防止対策を徹底しながら実施。ただし、行き先の都道府県が大

阪府からの受入れを拒否している場合は中止または延期。

＜部活動＞　感染リスクの高い活動は避け、感染防止対策を徹底しながら実施。

また部活動前後での生徒どうしによる飲食は控え、更衣時には身

体的距離を確保するよう指導。

＜学校行事等＞　感染防止対策を徹底しながら実施。

なお、手洗いの励行、マスクの着用等、十分な感染症予防について、家庭においてご指導いただきたいところですが、気温が高いときや、ソーシャルディスタンスが十分に取れている場合は、適宜マスクを外すなど熱中症対策にもご配慮ください。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しており、必要に応じて変更が生じる場合があります。そのような状況が生じましたら、改めてお知らせいたします。